

中小企業・小規模事業者のための 大分県融資制度のご案内

令和6年度版

大分県融資制度(県制度資金)とは

大分県では、民間金融機関や政府系金融機関による金融を補完し、中小企業・小規模事業者が行う資金調達の円滑化を図るため、各種制度資金を運営しています。

大分県は、金融機関に対して県制度資金の貸付原資の一部を預託し、金融機関はこれに金融機関の資金を加えて融資を行います。融資審査は金融機関と信用保証協会が行い、大分県が定めた融資条件で融資されます。

ご利用いただける方

各資金ごとの融資対象者の要件に該当するほかに、信用保証協会の保証対象となる中小企業者又は組合であることが必要です(金融機関提案型資金、やさしさライフビジネス支援資金は除く)。

① 事業規模

業種ごとに、常時使用する従業員数又は資本金のいずれか一方が該当していることが必要です。(一部例外となる資金もあります)

② 事業実績

県内で保証対象事業(信用保証協会の保証対象となる事業)を行っている必要があります。
※創業支援資金など一定のものを除く

③ 業種・資金使途

業種、資金使途によっては利用できない場合があります。
なお、許認可等を必要とする事業を行う方は、許認可等を受けていることが必要となります。
詳しくは、信用保証協会又は県経営創造・金融課にお問い合わせください。

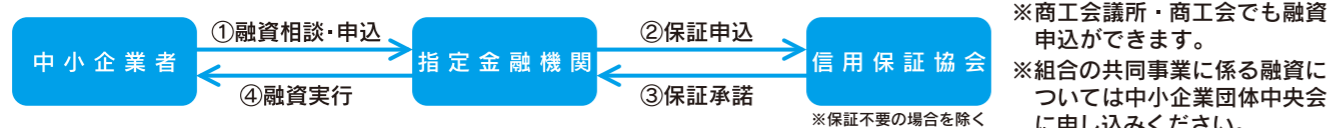
※対象とならない業種等

- ・農林漁業、投機的な事業、金融・保険業(一部金融業および保険媒介代理業、保険サービス業を除く)、宗教法人等
- ・生活資金、住宅リフォーム資金等

業種	資本金	従業員
製造業、その他(下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下
小売業を主たる事業とする特定非営利活動法人	-	50人以下
卸売業又はサービス業を主たる事業とする特定非営利活動法人	-	100人以下
その他の特定事業を行う特定非営利活動法人	-	300人以下

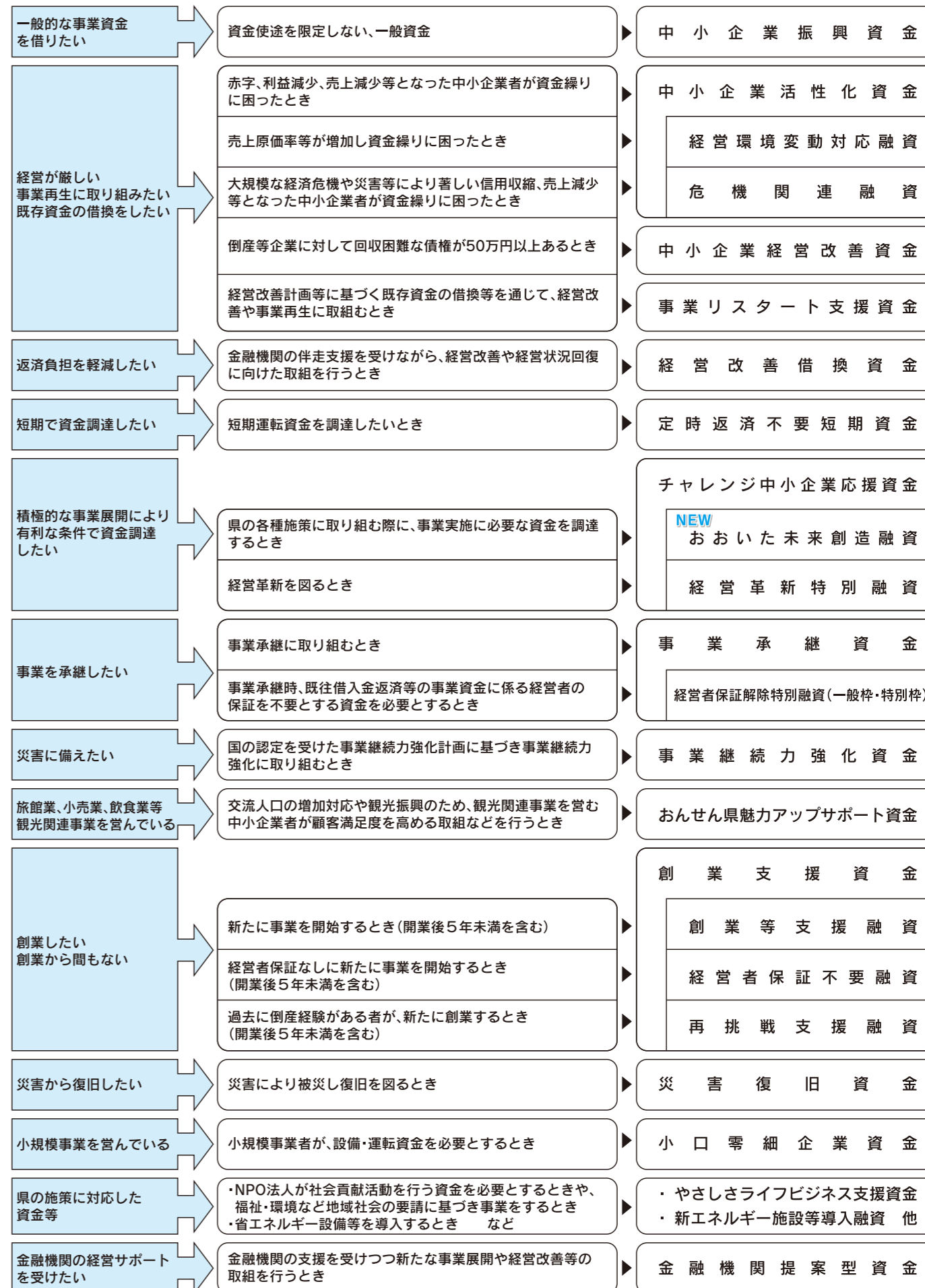
※家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。

融資の申込手続き



大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号 TEL(097)506-3226

こんなときにご利用できます



一般資金（融資対象者を限定しない資金）

区分	資金名	融資対象者	融資条件					担保等	指定金融機関
			融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件		
一般	中小企業振興資金	県内で、保証対象事業を行っている中小企業者又は組合	設備・運転 企業 組合 8,000万円 1億円	10年以内(1年以内)	(基準利率) 1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	(保証料率A) 年 1.15%以内	-	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・筑邦銀行・北九州銀行・宮崎銀行

特別資金（県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金）

区分	資金名	融資対象者	融資条件					担保等	指定金融機関	
			融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件			
不況対策・資金繰り支援	中小企業活性化資金	次のいずれかに該当する者 ・最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している ・最近の決算期において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少が確定と見込まれる ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	設備・運転	8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	(保証料率C) 年 0.75%以内	-	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行・宮崎太陽銀行・西日本シティ銀行・福岡銀行	
		次のいずれかに該当する者 ・最近3か月の売上原価率等(売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合)が前年同期に比べ増加している ・最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込み	運転	8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率H) 5年以内 1.5% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年 0.00%	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。		
		中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者	設備・運転	2億8,000万円	10年以内(2年以内)	別に定める	別に定める	市町村の認定書が必要※1		
	中小企業経営改善資金	①特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者) ②破綻金融機関関連中小企業者 ③特定取引中小企業者(再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う者) ④再建中小企業者 ⑤再生支援中小企業者	①特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)	運転	2,500万円	10年以内(1年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	(保証料率C) 年 0.75%以内	市町村等の認定書等が必要※1	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行
			③特定取引中小企業者(再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う者)	運転	500万円					
			④再建中小企業者 ⑤再生支援中小企業者	運転	5,000万円	10年以内(2年以内)	特定中小企業者は年 0.25%			
	経営改善借換資金	コロナ禍の影響により積み上がった債務の借換などに必要な資金の調達を図るため、以下のいずれかの要件に該当し、「経営行動計画」の策定を行い、その実行につき金融機関による伴走支援を受ける者 ・セーフティネット保証4号認定を受けた者 ・セーフティネット保証5号認定を受けた者 ・最近1か月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること ・最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること ・直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること	設備・運転	1億円	10年以内(5年以内)	年1.3%	年 0.00% ※4	利用者は経営行動計画の進捗状況等を金融機関へ報告する必要がある。「売上高減少要件確認書」等の提出を要する場合がある。	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。(経営者保証免除対応等の適用がある場合は徴求しない)担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行・愛媛銀行・宮崎太陽銀行・横浜幸銀信用組合・西日本シティ銀行・筑邦銀行・宮崎銀行・朝銀西信用組合
	事業リスタート支援資金	既往借入金の条件変更(返済緩和など)を行っている者、その他、経営状況の改善を図ろうとする者のうち、経営サポート会議等により債権者の合意等を得て策定した経営改善計画等に基づく資金調達を行おうとする者	設備・運転	2億8,000万円(別枠)	15年以内(5年以内)	(特別利率G) 10年以内 1.8% 10年超 2.2%	年 0.15% ※4	経営改善サポート保証と合算して2億8,000万円以内	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行・横浜幸銀信用組合	
	定時返済不要短期資金	短期の資金繰りに必要な資金を調達しようとする者	運転	5,000万円	1年以内(ただし、金融機関等の審査により当初借入から起算して最長5年間継続利用可能)	年1.8%	年 0.15%	-	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行・宮崎太陽銀行・横浜幸銀信用組合	
	前向きな取組支援等	チャレンジ中小企業応援資金	NEW おおいた未来創造融資 下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う者 ・大分地域牽引企業創出事業・OITAゼロイチ(一次審査通過) ・アクセラレーションプログラム・アトツギベンチャー創出支援事業 他	設備	15年以内(2年以内)	7年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.4%以内	年 0.35% ※2	県の認定書、補助金交付決定通知書などが必要※1	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行
経営革新特別融資			付加価値が相当程度向上するような経営革新を図る者	設備・運転	2億8,000万円	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.6%	年 0.2%	経営革新計画の承認が必要※1		
事業承継資金		①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、「経営承継円滑化法」という。)第12条第1項各号の規定による認定を受けた中小企業者等 ②経営承継円滑化法施行規則第17条第1項の規定による確認を受けた中小企業者 ③事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき承継を行う者 ④M&Aにより事業承継を行う者 ⑤中小企業再生支援協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡しようとする県内企業から事業承継を行う者	設備	15年以内(1年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	年 0.25% ※2	県の認定書、確認書又は事業計画書などが必要※1	保証人不要。担保は、必要に応じて徴求する。		
			運転	10年以内(1年以内)						
			特定経営承継関連融資	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた中小企業者の代表者	設備・運転	2億8,000万円	10年以内(1年以内)		15年以内 2.2%	
経営者保証解除特別融資(一般枠)		事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者	運転	2億8,000万円(別枠)	10年以内(1年以内)	年 0.15% ※2	年 0.25%	国の認定書が必要※1		
経営者保証解除特別融資(特別枠)	事業承継時、既往借入金返済の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者									
事業継続力強化資金	国の認定を受けた事業継続力強化計画に基づき事業継続力強化に取り組む者	設備・運転	2億8,000万円	設備 15年以内(1年以内) 運転 10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.15%	-	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。		
おんせん県魅力アップサポート資金	宿泊業、飲食店、小売業、温泉施設、バス業、タクシー業、レンタカー業、その他交流人口の増加への対応、観光振興のため必要であると知事が特に認める取組を行う者	設備・運転	2億8,000万円	設備 15年以内(2年以内) 運転 10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.15%	-	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。		

特別資金（県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金）

区分	資金名	融資対象者	融 資 条 件					担保等	指定金融機関
			融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件		
創業支援	創業支援資金	創業等支援融資	設備・運転 3,500万円	10年以内(1年以内)	(特別利率F)	年 0.35% ※2	-	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保不要。	
		経営者保証不要融資			7年以内 1.6%				
		再挑戦支援融資			10年以内 1.8%				
災害復旧	災害復旧資金	一般融資	設備・運転 8,000万円	10年以内(2年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	年 0.25%	市町村の証明書が必要※1	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。	
		知事指定災害融資	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める		
小規模事業者	小口零細企業資金	普通貸付	設備・運転 2,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率C) 1年以内 1.5% 5年以内 1.8% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5%	(保証料率D) 年 0.85%以内	既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円までに限る。	担保・保証人不要	
		個人向け無担保無保証人貸付			年 0.7%				
県の施策対応等	地域産業振興資金	低燃費車両等導入融資	設備 8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年 0.15%	-	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。	
		新エネルギー施設等導入融資	設備・運転 2億8,000万円		(特別利率H) 5年以内 1.5% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%				
	健康経営事業者融資	設備・運転 企業 8,000万円 組合 1億円	(特別利率A) 2.1%	(保証料率B) 年 0.85%以内	知事等の認定書等が必要な場合がある。				
	優良産業廃棄物処理業者融資	設備・運転 2億8,000万円	(特別利率D) 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 15年以内 1.6% 20年以内 2.2%	年 0.25%					
	耐震化促進融資	設備・運転 2億8,000万円	20年以内(2年以内)	(特別利率D) 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 15年以内 1.6% 20年以内 2.2%	年 0.25%	-	-	担保・不要 保証人： (法人)代表者のみ(個人)1名必要	
	やさしさライフビジネス支援資金	設備・運転 500万円 NPO法人つなぎ融資 1,000万円	設備10年以内(1年以内) 運転10年以内(1年以内) NPO法人つなぎ融資1年以内	大分県信用組合 短期プライムレート	-	-	-		

◎ご利用にあたっての詳細な融資条件などは、各資金の制度要綱・制度要領をご確認ください。

- ※1 経営革新計画、国・県の認定書、確認書及び事業計画書等については、県経営創造・金融課にお問い合わせください。 ※2 大分県信用保証協会の割引後の保証料率です。 ※3 「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としないことができます。
- ※4 条件変更により追加して発生する保証料(国補助分)については、利用者負担となります。

金融機関提案型資金

資金名	融資対象者	融 資 条 件					担保等	指定金融機関
		融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件		
金融機関提案型資金	新たな事業展開や経営改善等前向きな取組を行う者等(下段を参照)	指定金融機関所定	指定金融機関所定	指定金融機関所定	信用保証協会所定	指定金融機関所定	指定金融機関所定	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合
創 業 【融資対象】創業する方(第二創業・事業承継)、創業2年以内の中小企業者 【借入金額】1,000万円以内 【融資期間】7年以内(据置2年以内) 【サポート】事業計画策定支援、商談会等販路拡大支援、人材育成支援等	【取扱金融機関】(株)大分銀行 【協会保証】不要	女 性 創 業 【融資対象】女性創業者の方(第二創業、創業後3年以内の方を含む) 【借入金額】1,500万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内(据置1年以内) 【サポート】おおいたスタートアップセンター等との連携、外部専門家派遣・セミナー等のご案内等	【取扱金融機関】大分信用金庫 【協会保証】不要	日 田 玖 珠 ・ 地 場 産 業 【融資対象】日田玖珠地域で地元の特徴を活かした商品づくりを行っている製造業者 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内 運転資金：5年以内 【サポート】事業計画・経営改善計画策定支援、外部専門家派遣、ビジネスマッチング支援等	【取扱金融機関】日田信用金庫 【協会保証】個別判断			
創 業 ・ 新 事 業 【融資対象】創業する方(事業開始後1年以内の中小企業者)、新事業展開を図る方 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内 運転資金：7年以内 【サポート】事業計画作成支援、マーケティング・マネジメント知識等の提供、販路拡大支援等	【取扱金融機関】(株)豊和銀行 【協会保証】不要	成 長 支 援 【融資対象】事業拡大・新事業展開に取り組む方 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内(据置1年以内) 【サポート】事業計画作成支援、販路開拓支援、外部支援機関による事業計画進捗管理等	【取扱金融機関】大分信用金庫 【協会保証】不要	日 田 玖 珠 ・ 創 業 【融資対象】日田玖珠地域で創業する方 【借入金額】1,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内 運転資金：5年以内 【サポート】事業計画・経営改善計画策定支援、外部専門家派遣、ビジネスマッチング支援等	【取扱金融機関】日田信用金庫 【協会保証】個別判断			
成 長 産 業 【融資対象】観光、医療・介護、環境・エネルギー、食品製造・加工関連産業を営む中小企業者 【借入金額】2億円以内 【融資期間】設備資金：15年以内 運転資金：7年以内 【サポート】販路拡大支援、コンサルティング支援、国・県の補助金・施策情報のご案内等	【取扱金融機関】(株)豊和銀行 【協会保証】不要	公 的 施 策 関 連 【融資対象】国・県・市町村の①認定・認証等を受けて行う事業、②補助金等を利用して行う事業 ③重点事業等に関連する事業に取り組む方、④専門家の派遣による経営指導を受けている方 ⑤みらいビジネスマッチングサービスを利用されている方 【借入金額】5,000万円以内 【融資期間】10年以内(据置1年以内) 【サポート】国・県等の施策情報提供、補助金等申請支援、販路拡大、企業連携支援等	【取扱金融機関】大分みらい信用金庫 【協会保証】個別判断	創 業 ・ 新 事 業 【融資対象】創業、ものづくり、新事業展開を行う方 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：15年以内 運転資金：7年以内 【サポート】事業計画策定支援、補助金・経営革新等申請支援、事業計画実行支援等	【取扱金融機関】大分県信用組合 【協会保証】不要			

令和6年度の主な制度

おおいた未来創造融資

下記一覧の県の各種施策に取り組む際に、事業実施に必要な資金を調達する事業者の資金繰り支援各事業の証明書については、下記記載の事務局にお問い合わせください。

施策名	事務局	電話番号	施策名	事務局	電話番号
OITAゼロイチ(一次審査通過)	経営創造・金融課	097-506-3232	県産加工食品海外展開サポート補助金(県産加工食品海外展開サポート事業)	商業・サービス業振興課	097-506-3287
大分地域牽引企業創出事業	経営創造・金融課	097-506-3223	建設産業DX推進事業	建設政策課	097-506-4556
アクセラレーションプログラム	経営創造・金融課	097-506-3232	建設産業女性活躍加速化推進事業	土木建築企画課	097-506-4516
アトツギベンチャー創出支援事業	経営創造・金融課	097-506-3232	老人福祉施設整備事業	高齢者福祉課	097-506-2784
外国人労働者就業環境整備補助金(外国人労働者受入対策強化事業)	雇用労働政策課	097-506-3345	介護サービス基盤整備事業	高齢者福祉課	097-506-2784
宇宙ビジネス実証支援補助金	先端技術挑戦課	097-506-2947	介護現場革新推進事業	高齢者福祉課	097-506-2784
先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出補助事業	先端技術挑戦課	097-506-2894	へき地医療対策事業	医療政策課	097-506-2646
大分県ドローン協議会負担金(次世代空モビリティ産業促進事業)	先端技術挑戦課	097-506-2894	医療提供体制施設整備事業	医療政策課	097-506-2646
商用サービスの創出支援補助金(次世代空モビリティ産業促進事業)	先端技術挑戦課	097-506-2894	在宅医療提供体制整備事業	医療政策課	097-506-2646
医工連携医療関連機器等事業化補助事業	新産業振興室	097-506-3263	地域医療介護総合確保施設設備整備事業	医療政策課	097-506-2646
医療関連展示会等出展支援事業	新産業振興室	097-506-3263	災害医療体制整備推進事業	医療政策課	097-506-2646
おおいた産医療関連機器導入推進事業	新産業振興室	097-506-3263	オンライン診療推進事業	医療政策課	097-506-2646
エコエネルギーチャレンジ支援事業	新産業振興室	097-506-3263	訪問看護強化事業	医療政策課	097-506-2646
グリーン・コンビナートおおいた創出事業	工業振興課	097-506-3267	新興感染症等対策推進事業	感染症対策課	097-506-2778
成長志向型ものづくり循環経済推進事業	工業振興課	097-506-3265	障がい者福祉施設整備事業	障害福祉課	097-506-2745
ものづくり中小企業デジタル化推進事業費補助金(デジタルものづくり推進事業)	工業振興課	097-506-3267	放課後児童クラブ施設整備事業	こども未来課	097-506-2709
商品化プロデュース支援事業(技術・製品開発事業)	工業振興課	097-506-3267	病児保育充実支援事業	こども未来課	097-506-2709
自動車関連産業エキスパート派遣支援事業費補助金(自動車関連産業企業力向上事業)	工業振興課	097-506-3274	私立幼稚園施設耐震化促進事業	こども未来課	097-506-2709
新分野取組多角化促進事業費補助金(自動車関連産業企業力向上事業)	工業振興課	097-506-3274	児童福祉施設整備事業	こども未来課	097-506-2709
次世代自動車関連産業参入事業費補助金(自動車関連産業企業力向上事業)	工業振興課	097-506-3274			

融資利率一覧

融資期間		1年以内	5年以内	7年以内	10年以内	15年以内	20年以内
一般資金	基準利率	1.9%	2.2%	2.4%	2.6%	-	-
	特別利率 A	2.1%			-	-	-
特別資金	特別利率 B	1.8%			2.0%	2.4%	-
	特別利率 C	1.5%	1.8%	2.3%	2.5%	-	-
	特別利率 D	1.0%		1.2%		1.6%	2.2%
	特別利率 E	1.8%			-	-	-
	特別利率 F	1.6%			1.8%	2.2%	-
	特別利率 G	1.8%			-	2.2%	-
	特別利率 H	1.5%		1.8%	2.0%	2.4%	-

保証料率一覧

- 信用保証協会の保証付きとなります(「金融機関提案型資金」、「やさしさライフビジネス支援資金」を除く)。
- 保証料率に「以内」の表示がある場合は、下記のとおり中小企業の経営状況等に応じて保証料率が決定されます。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度資金保証料率	A	1.15%					1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	B	0.85%					0.80%	0.60%	0.45%	
	C	0.75%						0.60%	0.45%	
	D	0.85%						0.70%	0.50%	
※比較参考信用保証協会基準保証料率	A~C	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	D	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

※ 表示の保証料率にかかわらず、セーフティネット保証が適用された場合の保証料率は0.7% (中小企業経営改善資金の特定中小企業者・地域産業振興資金(耐震化促進融資)・災害復旧資金(一般融資)は0.25%、おんせん県魅力アップサポート資金・地域産業振興資金(新エネルギー施設等導入融資)は0.15%、中小企業活性化資金(経営環境変動対応融資)は0.00%など別に定める場合あり)

※ 担保がある場合など、さらに保証料率の割引が適用される場合があります。

※ 経営者保証を提供しない場合は0.25%または0.45%の上乗せ保証料が必要となります。

ご利用時の注意事項

- 県制度資金以外の融資を含め、全ての保証付き融資からの借換えが可能です。(やさしさライフビジネス支援資金及び中小企業活性化資金(経営環境変動対応融資)を除く。中小企業経営改善資金、小口零細企業資金及び事業承継資金(経営者保証解除特別融資)では保証付き以外の融資からの借換えができません場合があります。)
- ご利用中の融資について、条件の変更ができる場合があります。ただし、融資期間の延長については、原則、当初の借入れの日から各資金の要綱で定める融資期間に3年を上乗せした期間が上限となります。(新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金、定時返済不要短期資金を除く。)
- 各資金ごとの条件や特別措置がある場合がありますので、詳細については申込窓口または県経営創造・金融課にお問い合わせください。
- 記載事項は令和6年4月1日現在のもので、その時々事情により変更されることもありますので申込窓口で確認してください。

セーフティネット保証(経営安定関連保証)の利用について

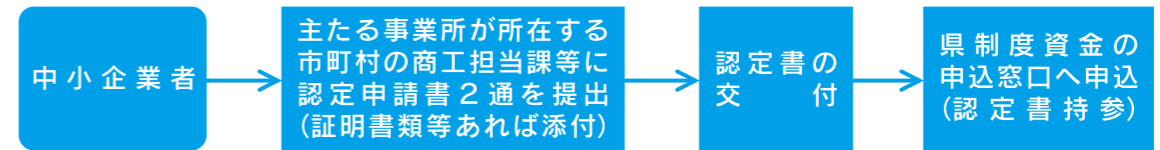
セーフティネット保証とは、取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う信用保証協会の特例保証制度です。

【対象となる中小企業者】

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方。

- 1号: 大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により、影響を受ける中小企業者
- 2号: 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により、影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
- 3号: 突発的災害(事故等)により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を含む中小企業者
- 4号: 突発的災害(自然災害等)により、影響を受ける特定の地域の中小企業者
- 5号: 業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号: 金融機関の破綻により、当該金融機関からの借入れが困難になるほど、資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号: 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号: 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると認められる者

＜セーフティネット保証を利用する場合の手続の流れ＞



お問い合わせ先

【融資制度に関すること】

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
 TEL:097-506-3226
 FAX:097-506-1882

【信用保証に関すること】

大分県信用保証協会
 〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番64号
 保証部 保証一課 TEL:097-532-8246
 保証部 保証二課 TEL:097-532-8247
 経営支援部 経営支援一課 TEL:097-532-8296
 経営支援部 経営支援二課 TEL:097-532-8297

